

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当行は、コーポレート・ガバナンスを最重要な経営の柱と認識し、金融円滑化、コンプライアンス、顧客保護等及びリスク管理など規律ある組織運営や経営の効率性向上等のため、取締役会規則や監査役会規則等行内規程を整備し、取締役の職務執行機能の強化と相互牽制・監視機能や監督・監査を適切に実施できる体制の整備を図り、企業倫理の確立と行動規範の徹底を図っていくこととしております。とくに経営環境の大きな変化の中で意思決定のスピード化、管理・チェック体制の強化、経営の透明性の向上、コンプライアンス態勢の強化等はますます重要性を増しており、組織として全力で取組むこととし、態勢整備等ガバナンスの適正な構築に努めて参ります。

また、当行は、株主の皆様やお客様をはじめ、地域社会、お取引先、従業員等全てのステーク・ホルダーの信頼を長期安定的でより確かなものにしていくことが重要であると考えており、高いコンプライアンス意識の下、透明性の高い効率的で健全な経営を行い、経営情報について適時適切に開示する体制を構築して参ります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社北陸銀行	2,337,000	4.29
株式会社ホクタテ	1,788,000	3.28
トナミホールディングス株式会社	1,610,000	2.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	1,550,000	2.84
富山銀行従業員持株会	1,474,910	2.70
三協立山株式会社	1,402,000	2.57
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	1,133,000	2.08
株式会社北國銀行	1,100,000	2.02
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	958,000	1.75
日本海ガス株式会社	952,000	1.74

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分更新	東京 第二部
---------------	--------

決算期	3 月
-----	-----

業種	銀行業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高更新	100億円未満
---------------------	---------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
折谷 吉治	その他											
大村 啓三	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
折谷 吉治	○	——	金融業務に関する豊富な経験と高い見識を有しており、取締役の職務執行に対する監督機能を高めるため選任しております。 当行との間には特別な利害関係がなく、独立性に問題ないと判断しております。 また、有価証券上場規程等が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定しております。
大村 啓三	○	——	公認会計士としての財務・会計の専門知識や 上場金融機関監査等の豊富な経験を有しており、取締役の職務執行に対する監督機能を高めるため選任しております。 当行との間には特別な利害関係がなく、独立性に問題ないと判断しております。 また、有価証券上場規程等が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相

		反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定しております。
--	--	----------------------------------

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の数	5 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は定期的連絡会を年2回開催し、会計監査の方針や監査計画などについて協議する他、必要ある場合随時連絡会を開催することとしております。

監査役は、監査の効率性に資するため、必要に応じ、内部監査部門に対し調査報告を求める体制としております。

また、監査役は、必要に応じ内部監査部門と会合を開催しているほか、内部監査部門の監査計画の立案に意見を述べることができ、監査の結果についても報告を受けることとしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
新田 八朗	他の会社の出身者													
吉原 節夫	学者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
新田 八朗		日本海ガス株式会社代表取締役社長	企業経営に関する豊富な経験と高い見識を有しており、経営の監視機能に対する客観性や透明性を確保するため選任しております。 当行との間には特別な利害関係がなく、独立性に問題ないと判断しております。
			高度な法的知識を有しており、経営の監視機能に対する客観性や透明性を確保するため選任しております。 当行との間には特別な利害関係がなく、独立

吉原 節夫	○	富山大学名誉教授	性に問題ないと判断しております。 また、有価証券上場規程等が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定しております。
-------	---	----------	---

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名
-------------------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当行では、取締役へのインセンティブ付与は、具体的に実施しておりません。
健全経営の維持に努めることを経営の基本命題と考え、取締役の報酬につきましても安定的な水準を維持することを基本方針としております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

当行の取締役に対する役員報酬は、年間報酬総額92百万円(うち社外取締役1百万円)であります。
当行の監査役に対する役員報酬は、年間報酬総額16百万円(うち社外監査役4百万円)であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等は株主総会の決議によって定めることとしており、株主総会で定められた報酬総額の範囲内で、各役員の役割や経験等に応じ決定し、配分しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

(社外取締役)
社外取締役の監督機能を高めるため、取締役会の開催に際し、取締役会議案の事前説明や各種情報提供を適時に行っております。

(社外監査役)
社外監査役の監督機能を有効にするため、社外監査役を含む監査役会を補助する使用人を配置し、監査役はこの使用人に監査業務に必要な事項を命令することができる体制としております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

(1)業務執行の状況
定期的に行われる取締役会では、社会的責任と公共的使命等を柱とした企業倫理を基本に置き、当行の信頼の維持・向上を図る観点から、各取締役は取締役会における業務執行の意思決定及び取締役の業務執行の監督に積極的に参加することとしており、取締役会の決議事項については、主要な部門に配属された取締役を中心に迅速かつ的確に業務執行するとともに、毎週開催の常勤役員会では各部の重要案件の迅速な審議・報告を通じ、業務執行の機動性を高め緊密な意思疎通を図ることとしております。他方横断的な各委員会(経営管理委員会、金融円滑化委員会、収益管理委員会、ALM委員会等)ではそれぞれの課題について深度ある討議、その進捗状況等の管理を行っております。当行は、以上

のような体制により、効率的で健全な経営を行えるものと考えております。

「経営管理委員会」

銀行が抱えるリスクは多様化・複雑化しておりますが、かかる状況に即応するため、適切な経営管理のもと、コンプライアンス・リスク管理態勢、顧客保護等管理態勢をはじめ内部統制システムの整備・強化を図り、その厳格な運営に努めるとともに、改善を要する事項については速やかに対応策を講じ実行に移していくことを目的としております。

「金融円滑化委員会」

金融機関の業務の公共性及び社会的責任に鑑み、業務の健全かつ適切な運営の確保に配慮しつつ、中小企業者の事業活動の円滑な遂行及びこれを通じた雇用の安定並びに住宅資金借入者の生活の安定に資するため、適切かつ積極的な金融仲介機能を十分に発揮できる態勢を整備・強化することを目的としております。

「収益管理委員会」

業務の健全性及び適切性を確保し、金融の円滑化を図るため、自己資本充実度の向上など財務内容の一層の充実を図るとともに、リスク・リターンを踏まえた収益の安定確保・増強を実践するための対応策を講じ実行に移していくことを目的としております。

「ALM委員会」

資産・負債の構成、各種リスク(市場リスク、流動性リスク、信用リスク等)や自己資本の状況を踏まえた運用戦略等の検討を行い、収益機会の追及と各種リスクについての対応策等を講じ実行していくことを目的としております。また、収益管理委員会の方針に基づく資金取引に係る進捗管理を行っております。

(2) 内部監査及び監査役監査、会計監査の状況

経営の健全性を高めるために、他の部門から独立した監査部(平成27年3月末現在、部長以下6名)を牽制部署として設置し、全般的な業務面の監査に加え、社外監査役も含めた監査役及び会計監査人との緊密な連携を行い、内部監査の充実を図っております。

監査役会は監査役4名(うち社外監査役2名)であり、取締役会をはじめ社内の重要な会議への出席や内部監査部門及び会計監査人との緊密な連携を行うほか、取締役及び使用人からの営業報告の聴取、決算書類の閲覧等により監査を行っており、客観的かつ中立的な立場から取締役の職務執行を監査しております。

会計監査は新日本有限責任監査法人に依頼しており、実査及び会計帳簿等の閲覧に当たっては適切な情報の提供を行っております。当行の監査証明に係る業務を執行した公認会計士は田光完治氏、岩崎裕男氏の2名であります。監査業務の補助者の構成は、公認会計士5名及びその他3名からなっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役会での決議事項を、主要な部門に配置された取締役を中心に執行する体制としております。また、独立性の高い社外取締役による経営監督機能及び社外監査役を含む監査役・監査役会による監査機能を有効に活用することで、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めることができると考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	臨時報告書にて、株主総会における議案ごとの議決権行使の結果について開示しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	代表取締役が、当行取引先など一般顧客を対象に、業績等について地域IRを行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	中期経営計画、決算短信、ディスクロージャー誌、地域密着型金融推進計画の進捗状況等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署:総合企画部 調査・広報グループ IR事務連絡責任者:総合企画部長	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当行は、ステークホルダーとの関係を重要な経営課題と捉え、当行の企業倫理を確立するための規範である「行員倫理規定」に明文化し、社会・お客様・株主の皆様から信頼されるよう、全行員で取り組んでおります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	地域金融機関として企業の社会的責任(CSR)を果たすことを第一義とし、CSRの一環として、寄附講義の開講、環境保全活動への取組み、ボランティア活動等への取組みなどを行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当行は、ステークホルダーへの経営情報等の積極的開示を重要な企業方針として「行員倫理規定」に明文化し、ディスクロージャー誌やIR活動による適切な情報の開示等を介して社会とのコミュニケーションを図り、皆様の期待に添うよう努め、広く社会との調和を図っております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 内部統制システムについての基本的な考え方

当行では、業務の適正を確保するための体制である内部統制システムの整備を重要な経営課題として捉え、連結子会社を含めたグループ全体のコンプライアンス態勢、リスク管理態勢の整備を図るべく、内部統制システムの整備に関する基本方針を定め実効性確保に努めております。

2. 内部統制システムの整備状況

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

全役職員が法令・定款及び社会規範を遵守するための行動規範として、行員倫理規定等のコンプライアンス規定を定めると共に、その実践にあたってコンプライアンス・マニュアルを制定して指針とし、全役職員に反社会的勢力との関係遮断、顧客保護等を含めた法令等遵守の徹底を図っております。

また、実効性向上のため、取締役会で年度毎にコンプライアンス・プログラムを承認し、態勢強化に努めると共に、実施状況を経営管理委員会がチェックし、取締役会に報告しております。

コンプライアンス問題発生時には、その内容等について各部署のコンプライアンス担当者並びに責任者から主管部へ、主管部から経営管理委員会へ、経営管理委員会から取締役会へ報告する体制としております。また、全役職員がコンプライアンス上問題のある事項について直接報告できる体制として内部通報制度を構築しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書保存規定等を定め、取締役及び使用人の職務執行に係る情報を文書等に記録し、保存及び管理しております。また、取締役及び監査役は、常時、これらの文書を閲覧できる体制を整備しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当行のリスクを網羅的・統合的に管理するために内部管理基本方針を定め、リスクカテゴリー毎の管理方針や管理部署を明確化すると共に、管理部署においてリスクの種類や特性に対応した適切な管理を行っております。

災害や障害等の不測の事態や危機発生時に備え、「業務継続に関する基本方針」を定め、危機管理体制の整備を行っております。

総合企画部リスク統括室を統合的リスク管理部門とし、各リスクの管理態勢及び運営状況を統合的にチェックすると共に、経営管理委員会をリスク管理に関する全行横断的かつ統括的な審議・協議機関とし、リスク全般に亘り管理状況を取り纏めて定期的に取締役会に報告しております。

また、監査部は、リスク管理態勢全般に亘り監査を実施し、その結果を取り纏めて定期的に取締役会に報告しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は中期経営計画に基づき毎年総合予算計画及び業務運営方針を定め、経営目標を明確化すると共に、その進捗状況を中計フォローアップ委員会で定期的に検証し、取締役会へ報告しております。

日常の職務執行に際しては、組織規定に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行しております。

業務執行の機動性を高めるため毎週常勤役員会を開催し、各部の重要案件の審議、報告を行っております。

また、取締役会規則を定め、付議基準を明確化すると共に議題に関する資料の充実を図って審議内容の深度を高めております。

(5) 当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当行は、当行グループの業務の適正を確保するため子会社各社に取締役及び監査役を派遣し、内部統制の強化に努めると共に、子会社に対する管理方針や報告体制等を定めた、「関係会社管理規程」を制定し、管理態勢を整備しております。

当行のコンプライアンス体制、リスク管理体制の適用範囲には子会社も含め、グループ全体の業務の適正化を図っております。子会社は、各種規定を定め、執行状況について各リスク等の管理部署の要請に応じ報告しております。

当行及び子会社は、財務報告の適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制が適切に整備・運用される体制を整備しております。

また、当行監査部は、コンプライアンス態勢、顧客保護等管理態勢及び各種リスク管理態勢などの内部監査をグループ全体に実施し、定期的に取締役会に報告しております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

取締役は、監査役を補助すべき使用人を監査部に置き、監査役はこの使用人に監査業務に必要な事項を命令することができることとしております。

また、監査役を補助すべき使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分については、監査役会の意見を尊重するものとしております。

(7) 当行及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当行及び子会社の取締役及び使用人は、法律に定める事項について監査役に報告すると共に、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととしております。報告者は、情報提供を理由として不利な取扱いを受けることはありません。

また、監査役が取締役会ほか常務会、各種委員会等の重要な会議に出席し、必要に応じ意見を表明できる体制としております。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、頭取、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催しております。

監査役会は、必要に応じ、銀行の費用で法律・会計の専門家を活用することができることとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当行は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、毅然とした姿勢で対処し、関係を遮断するなど、組織全体として取り組んでおります。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当行は、反社会的勢力との関係を遮断し、断固としてこれを排除する方針を「行員倫理規定—当行の企業行動原理」に定め、反社会的勢力に対する組織的な体制の整備について「内部管理基本規程」で定めるなど、反社会的勢力との関係遮断についての体制を整備しております。

(1) 対応部署及び責任者の設置状況

経営管理部を反社会的勢力対応の主管部署とし、本部・営業店にコンプライアンス責任者を設置しております。

(2)外部の専門機関との連携状況

平素から富山県暴力追放運動推進センターや警察本部組織犯罪対策課、顧問弁護士等外部の専門機関と連携しております。

(3)反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

反社会的勢力に関する情報を行内及び各方面から収集し、経営管理部で一元管理することとしております。

(4)対応マニュアルの整備状況

反社会的勢力に対する具体的な対応マニュアルとして、「反社会的勢力対策マニュアル」を策定しております。

(5)研修活動の実施状況

反社会的勢力への対応研修会を実施するほか、コンプライアンス研修を継続的に行うなど、意識向上に向け取り組んでおります。

Vその他

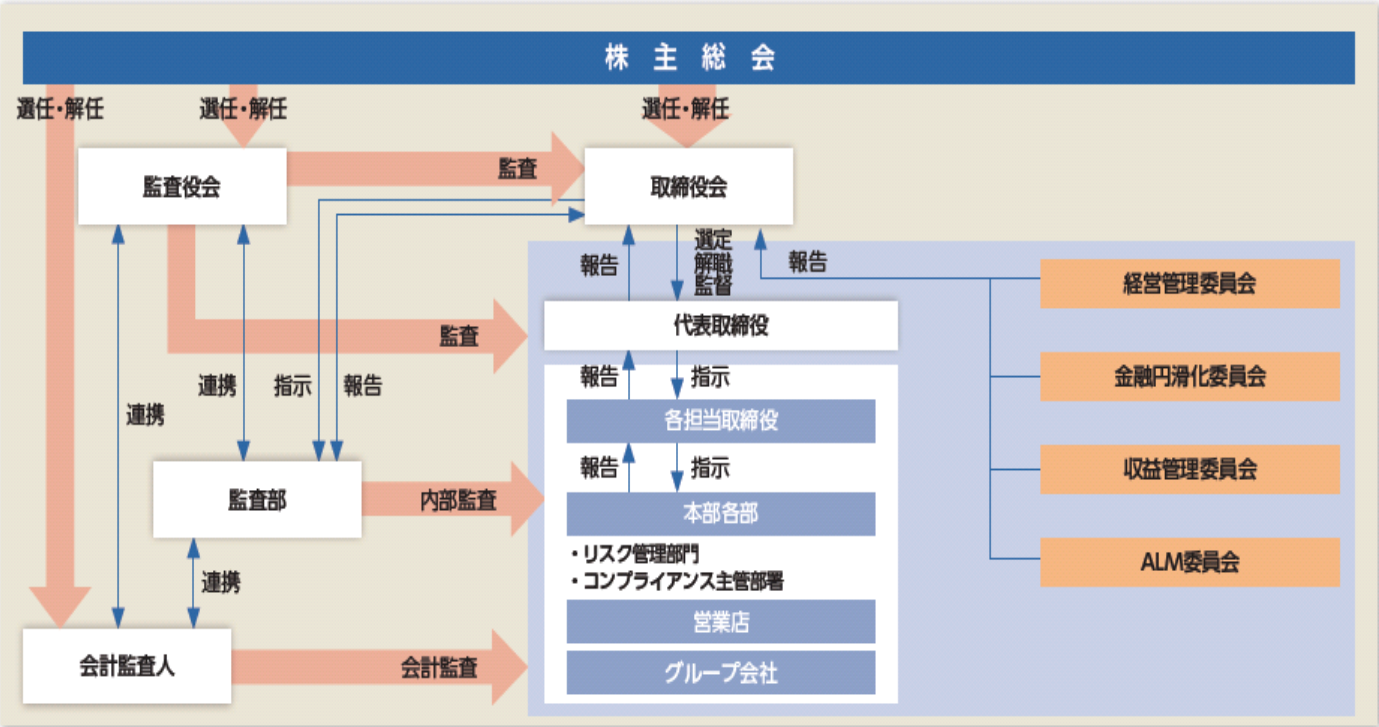
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

■コーポレート・ガバナンス体制図



適時開示体制の概要

